

「大規模修繕の手引き」収録内容

「大規模修繕の手引き」（詳細版）は以下の内容で構成しています。

1 大規模修繕工事の進め方

- (1) 大規模修繕工事の進め方の基本
- (2) 改修・修繕工事の手順
 - 大規模修繕工事の具体的な流れ
- ① 大規模修繕工事の体制づくり・パートナー選定の進め方
- ② 調査・診断の進め方
- ③ 基本計画検討の進め方
- ④ 資金計画検討の進め方
- ⑤ 大規模修繕の決定／合意形成の進め方
- ⑥ 施工会社選定の進め方
- ⑦ 大規模修繕の決定（総会決議）／工事準備の進め方
- ⑧ 工事中（監理）の進め方
- ⑨ 工事終了後の進め方
- 大規模修繕工事チェックシート

2 大規模修繕工事で採用する工法

- (1) マンションの工法を確認する
- (2) 各部位・工事における工法の種類（屋根防水、外壁塗装等、給排水設備、昇降機設備 等）
- (3) マンションの居住性能と資産価値を高めるバリューアップ
- (4) 工事ごとの工事費の目安・傾向

3 資金計画の検討

- (1) 資金計画の基本的な考え方
資金計画の作成・見直しの観点を4つのポイントで解説
- (2) 修繕積立金が不足する場合の対処法
修繕積立金が不足する場合の対処法の考え方、大規模修繕工事に必要な資金の調達方法を解説

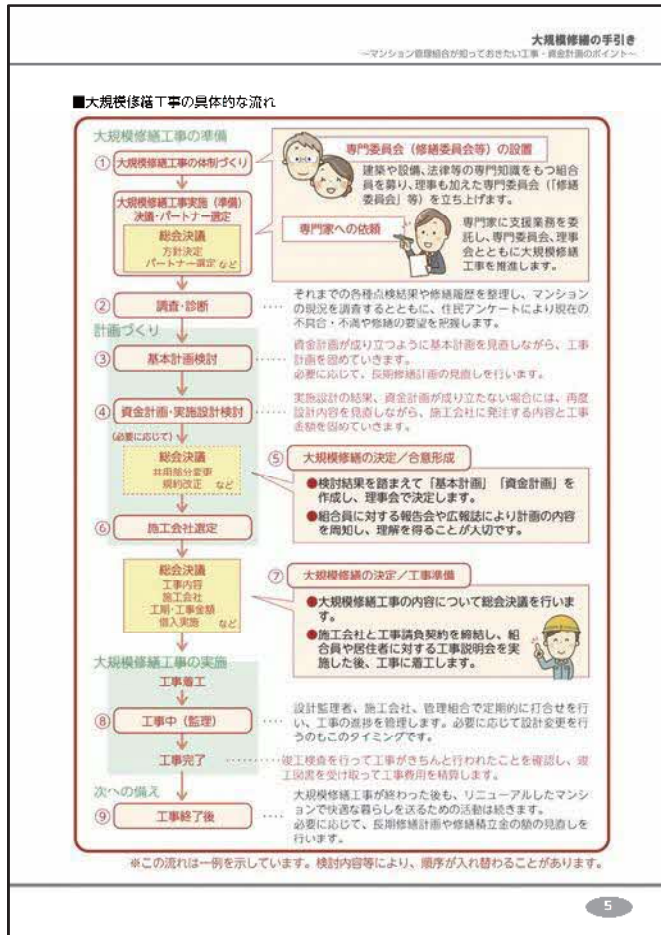
4 長期修繕計画と修繕積立金の見直し

- (1) 長期修繕計画の見直し
国の長期修繕計画作成ガイドラインやマンションライフサイクルシミュレーションなどを用いて、現行の長期修繕計画の妥当性判断や見直しの検討方法を解説
- (2) 修繕積立金の見直し
国のマンションの修繕積立金に関するガイドラインやマンションライフサイクルシミュレーションなどを用いて、現行の修繕積立金の見直しの検討方法を解説
- (3) マンションライフサイクルシミュレーション
マンションライフサイクルシミュレーションの活用方法を解説

5 大規模修繕工事の事例

「大規模修繕の手引き」収録内容（一部抜粋）

【大規模修繕工事の具体的な流れ】



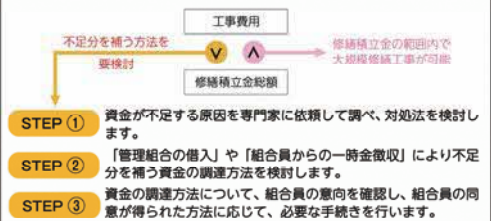
【修繕積立金が不足する場合の対処法】

(2) 修繕積立金が不足する場合の対処法

- Q ● 修繕積立金が不足する場合はどのように対処すればよいのだろうか？
- A ● 修繕積立金だけでは賄えない場合は、工事内容の見直しや他の資金調達方法を検討して、組合員みなさんに納得してもらえらる方法で工事が進められるようにしましょう。
- 資金の調達方法には、借入の利用や組合員からの一時金の徴収といった方法があります。

基本ステップ

- 工事費用と修繕積立金の総額（残高）を比較します。



解説

- 修繕積立金の不足の原因の確認と対処法の検討を行う STEP① 解説
- 見積書の金額と長期修繕計画に記載の工事費用に乖離があるときは、その原因を専門家（施工会社・設計事務所・管理会社）に確認します。また、必要に応じてカンパニオンを求めます。

【修繕積立金が不足する場合の原因と対処法例】

工事費の総額に対して修繕積立金が不足する場合、その原因にはいくつかのパターンがあります。また、対処法についてもいくつか選択肢がありますので、専門家と相談しながら、対応を検討しましょう。

大規模修繕の手引きのデータ入手はコチラ

「大規模修繕の手引き」のダウンロードはコチラ

(https://www.jhf.go.jp/kanri/mansion_info/shuzen_guidebook.html)

ダイジェスト版・詳細版とも機構HPからダウンロード可能です（無料）。

ダイジェスト版のみ、印刷した冊子について、機構HPの専用フォームから請求可能です（無料）。



性能向上工事

を進める際の工夫点

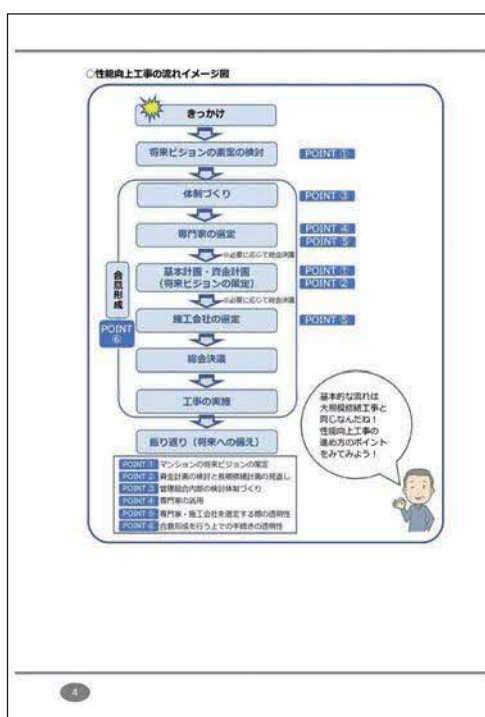
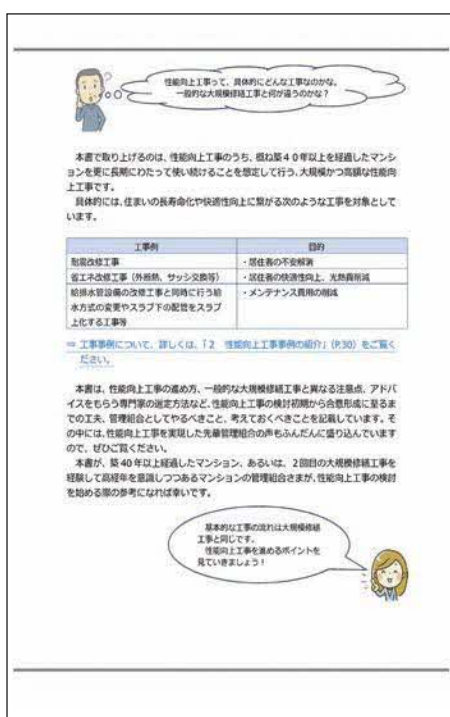
～先輩管理組合の工夫点をまとめました～

性能向上工事の実施をサポートし、高経年マンションの未来の選択肢を広げる



築40年以上の高経年マンションを今後も長く快適に使い続けたい場合、マンション管理組合は、「性能向上工事」実施の検討が不可欠です。

本冊子では、マンション管理組合が耐震改修、省エネ改修、給排水方式の変更等の性能向上工事を検討する際の参考となるよう、性能向上工事の進め方や留意すべき点、さらには実際に工事を実施した先輩管理組合の声や、工事の実例をご紹介します。



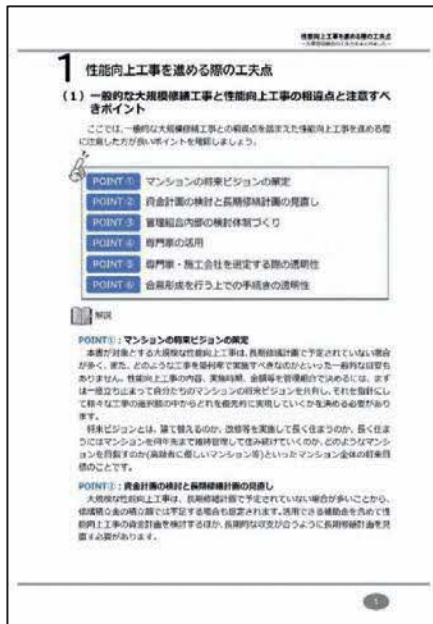
『性能向上工事を進める際の工夫点』の掲載内容

1章 性能向上工事を進める際の工夫点

性能向上工事の各段階（体制づくり、資金計画、施工会社の選定等）において、進め方のポイントや、先輩管理組合が行った工夫点をまとめています。

■目次

- (1) 一般的な大規模修繕工事と性能向上工事の相違点と注意すべきポイント
- (2) 性能向上工事の進め方
- (3) 各段階の工夫点
 - ① 将来ビジョンの素案の検討
 - ② 体制づくり
 - ③ 専門家の選定
 - ④ 基本計画
 - ⑤ 資金計画
 - ⑥ 施工会社の選定
 - ⑦ 合意形成
 - ⑧ 振り返り（将来への備え）



2章 性能向上工事事例の紹介

耐震改修、省エネ改修、給排水方式の変更等の性能向上工事の概要と実例を掲載しています。

■目次

- (1) 耐震改修工事
- (2) 省エネルギー
- (3) 給排水管工事等



「性能向上工事を進める際の工夫点」のダウンロードはコチラ

(https://www.jhf.go.jp/kanri/mansion_info/seinou_guidebook.html)

性能向上工事を進める際の工夫点は、機構ホームページからダウンロード可能です（無料）。
また、印刷した冊子について、機構ホームページの専用フォームから請求可能です（無料）。



(公財)マンション管理センターからのお知らせ

当センターは、マンション管理の適正化を推進する事業を行うため、昭和60年8月に設立されました。

また、平成13年8月に施行された「マンション管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、我が国唯一の「マンション管理適正化推進センター」の指定を受けています。

管理組合や管理関係者のパートナーとして、以下の事業を通じ、良好なマンションライフの実現のためのお手伝いをしています。

- 各種セミナーの開催、相談
- 「マンションみらいネット（マンション履歴システム）」の運営
- 「マンション管理サポートネット（マンション管理相談データベース）」の運営
- 出版、ホームページ等による情報提供
- 住宅金融支援機構のマンションすまい・る融資（マンション共用部分リフォーム融資）の債務保証
- 管理計画認定手続支援サービスの提供
- マンション管理士試験、法定講習の実施

債務保証業務のご案内

管理組合が、住宅金融支援機構のマンションすまい・る融資等を利用する場合、当センターに保証料をお支払いいただくことにより、当センターの連帯保証を得て、無担保で融資を受けられます。

□ 保証料について

住宅金融支援機構のマンションすまい・る融資の債務保証料は以下のとおりです。

当センターが運営しているマンションみらいネットに登録している管理組合等は特定管理組合(※1)の保証区分の保証料が適用されます。

保証料（保証金額10万円あたり）

（単位：円）

保証区分 \ 保証期間※2	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
一般管理組合	483	755	1,027	1,294	1,559	1,762	1,963	2,161	2,357	2,551
特定管理組合※1	364	588	810	1,029	1,247	1,410	1,570	1,729	1,886	2,041

※1 特定管理組合とは、次の①から⑤のいずれかに該当する管理組合です。

- ① 「マンションすまい・る融資」の申込時点で、当センターが運営している「マンションみらいネット」に登録している管理組合
- ② 「マンションすまい・る融資」の申込時点で、住宅金融支援機構の「マンションすまい・る債」の残高が存在する管理組合
- ③ 融資の対象となる工事において、耐震改修工事、浸水対策工事、省エネルギー対策工事のいずれかの工事を行う管理組合
- ④ 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（マンション共用部分補修（管理組合申込み））を利用する管理組合
- ⑤ 平成18年度までに公庫マンション維持管理基準を満たした管理組合として、(公財)マンション管理センター又は(一財)住宅金融普及協会に登録されている管理組合

※2 保証期間が11年を超える場合の保証料は、下記、当センター業務部にお問合せください。

■ お問合せ先 ■

(公財)マンション管理センター 業務部 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
電話：03(3222)1518 FAX：03(3222)1520

当センターの出版物、セミナー等の最新情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mankan.or.jp/>

「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」のご案内

マンション管理センターでは、マンション管理組合の皆様が現在の長期修繕計画や修繕積立金の額を見直す際に、比較検討の目安（セカンドオピニオン）としてご利用いただけるよう、概略の長期修繕計画の作成とこれに基づく修繕積立金を算出するサービスを行っています。

☐ このサービスの利用例

- 1) 現状の長期修繕計画の内容や修繕積立金の額が適切かチェックしたい。
- 2) 依頼した専門家から提出された長期修繕計画の内容と修繕積立金の額が適切かチェックしたい。
- 3) 長期修繕計画の見直しと修繕積立金の増額について、総会に諮る際の参考資料としたい。

☐ このサービスによる長期修繕計画の内容

このサービスにより作成する長期修繕計画は、国土交通省において策定された「長期修繕計画標準様式」を用い、「長期修繕計画作成ガイドライン」及び「同コメント」に沿った内容としています。ただし、次の事項が異なっています。

- 1) 建物・設備の現状や修繕等の履歴に関して、調査・診断を行わず、提出していただく「入力データ記入票」によっているため、標準様式第2号（調査・診断の概要）は、省略しています。また、標準様式第1号（マンションの建物・設備の概要等）の記載は、「入力データ記入票」の項目のみとなります。
- 2) 標準様式第4-4号（推定修繕工事費内訳書）の推定修繕工事項目ごとの単価は、一般的な計画修繕工事の実施データ等をもとに設定した標準モデルの戸当たりの額を、マンションの形状、仕様等による係数で補正しています。したがって、推定修繕工事費は、概算となります。

☐ 作成費用

- 1) マンション管理センター登録管理組合、マンションみらいネット登録管理組合：
- | | | |
|----------|--------------------|---------|
| 2棟まで1棟毎に | 各14,000円(3棟目以降1棟毎に | 9,000円) |
|----------|--------------------|---------|
- 2) 上記以外の管理組合：2棟まで1棟毎に 各21,000円(3棟目以降1棟毎に 13,000円)
- 3) 管理組合以外：2棟まで1棟毎に 各31,000円(3棟目以降1棟毎に 19,000円)
- (注) 1棟:「入力データ記入票」1セットをいいます。
- ※ 作成費用は税込み

詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.mankan.or.jp/O7_skillsupport/skillsupport.html

【問合せ先】 公益財団法人マンション管理センター 技術部 TEL:(03)3222-1519

「長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引き」の改訂版のご案内

編著・発行／公益財団法人マンション管理センター

A4判・定価1,800円(税込み)、登録管理組合・センター通信購読会員1,620円(税込み)

令和4年11月末発行

〔内容〕Ⅰ 解説編 新築マンション購入予定者、又は長期修繕計画の作成・見直しを行おうとする管理組合等を対象として、長期修繕計画の内容と修繕積立金の額の設定について、国土交通省において策定された「長期修繕計画作成ガイドライン」に沿った次の具体的なチェックポイントを解説しています。

- ①「長期修繕計画標準様式」を用いたチェック方法
- ②「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」を利用したチェック方法

- Ⅱ 資料編
- ・長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント
 - ・マンションの修繕積立金に関するガイドライン
 - ・他

【問合せ先】 公益財団法人マンション管理センター 技術部 TEL:(03)3222-1519



マンション履歴システム

マンションみらいネットのご案内

皆さんのマンションでは、こんなお困りごとはありませんか？

- ・ 総会資料や議事録、竣工図書などを保管するスペースが足りない。
- ・ そうした文書や図面の劣化や紛失も心配。
- ・ 修繕工事の記録が残っておらず、大規模修繕の計画が立てづらい。

「マンションみらいネット」が解決します！

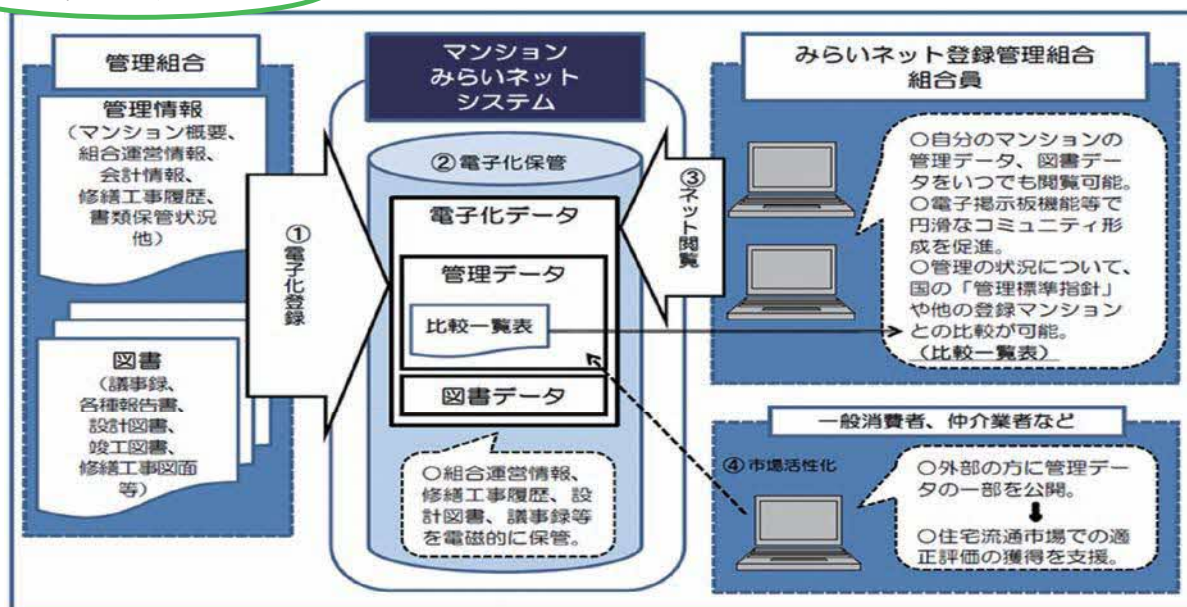
「マンションみらいネット」は・・・

個々の管理組合の文書や図面、修繕履歴などを電子データとして保管し、インターネットを通して組合員がいつでも閲覧できるシステムです。

- 文書や図面の保管スペースを削減、劣化や紛失を防止
- 必要時に修繕履歴を確認でき、ムダのない修繕を実現



システムのイメージ



「マンションみらいネット」は年間利用料 20,000 円 でご利用いただけます。
詳しくは、右の QR コードからパンフレットをダウンロードしていただくか、
「マンションみらいネット」のホームページにアクセスしてご確認ください。



お問合せ先
ホームページ

(公財)マンション管理センター 企画部
「マンションみらいネット」専用ページ

TEL 03-3222-1518
<https://www.mirainet.org>

マンション管理相談データベース

マンション管理サポートネット

マンション管理センターでは、当センターに寄せられた相談事例に基づくQ&Aを作成し、裁判例、関係法令、各種細則モデルなども合わせたマンション管理に関する有用な情報を「マンション管理サポートネット」を通じて、マンション管理組合をはじめマンション管理士、マンション管理業者などの関係者の皆さまに提供しています。

マンション管理サポートネットの構成

マンション管理に関する次の6つの区分から構成されています。

Q&A

マンション管理に関するQ&Aが検索できます。

カテゴリー
検索

キーワード
検索

Q一覧

判例集

マンション管理に関する裁判例が検索できます。

キーワード
検索

カテゴリー
検索

基礎的な解説

マンション管理に関する基本的な事項が閲覧できます。

検索

法令・通達等

法令・規約・委託契約書・管理費等滞納と法的手続きの進め方等がダウンロードできます。

検索

細則モデル・実務様式

細則モデル・実務様式がダウンロードできます。

検索

問合せ先案内

マンション管理に関する問い合わせ機関が照会できます。

照会

申込み手続き

お申込み（申込書・利用料の振込み）

* マンション管理センターのホームページの「マンション管理サポートネット」のページから「Web」等でお申し込みください。

* 利用料をお振り込みください。振込手数料はご負担願います。

振込口座は、三菱UFJ銀行 神保町支店 普通預金口座 0673497

公益財団法人マンション管理センター

内容確認・入金確認

* 申込書の記載内容や利用料の振込み状況などを確認します。

起動用USB（又はCD-ROM）の送付

* 入金確認からUSB（又はCD-ROM）が到着するまで1週間程度かかります。

年間利用料

■ 年間利用料は、起動用USB 1本（又はCD-ROM 1枚）につき3,140円（税込み）です。

* 利用申込書に必要数をご記入ください。

■ 当センター登録管理組合がお申込みの場合、1本お申込みのときでも起動用USBを2本お送りします。

お問合せ先

公益財団法人 マンション管理センター 管理情報部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階

電話 03-6261-1271 FAX 03-3222-1520

マンション再生協議会のご案内

マンション再生協議会は、改修、建替え等のマンション再生に取り組む管理組合やマンション建替組合等を支援するために設立された団体です。国土交通省や地方公共団体から提供された最新の行政ニュースや関係法令等の情報の他、マンション再生事例や地方公共団体の相談窓口、セミナー情報など、マンション再生に有用な各種情報を発信しています。マンション管理組合の皆様のマンション再生のご検討にお役立てください。

マンション再生協議会ホームページ お役立ち活用方法のお知らせ

ホームページのアドレスアクセス方法はこちら

<https://m-saisei.info/> または

マンション再生協議会



マンション再生協議会

検索

サイトマップ/再開発協会トップ



相談窓口情報

- 地方公共団体相談窓口等
- その他の団体の相談窓口

関連セミナー

- マンション関連セミナー等

地域を選んで下さい▼

改修事例

- 大規模改修・耐震改修-1
- 大規模改修・耐震改修-2
- 特徴ある改修
- アスベスト対策Q&A

建替え事例

- 建替法による建替え
- その他の建替え
- 敷地売却事例
- 特徴別建替え事例の分類

被災マンション法適用事例

- 被災マンション法適用

耐震改修関連リンク

- 耐震改修概要
- 助成制度
- 耐震改修事例
- 組織別（行政機関・公益法人）

マンション再生協議会は、改修、建替え等のマンション再生に取り組む様々な情報発信を行うサイトです

◇ 2022.08.26

建替え事例に敷地売却事例を追加しました。

◇ 2024.01.18

マンション再生協会HPリニューアルしました。

協議会からのお知らせ

26.04.01 国土交通省

マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインの改訂について

～外部管理者方式等の適正な運営に向けて改訂しました～

26.03.31 国土交通省

マンションの再生等の更なる円滑化に取り組みます！

～マンションの再生等に係るマニュアル等を公表～

26.03.16 国土交通省

「マンションストック長寿命化等モデル事業」を実施します！

～令和8年度提案募集のお知らせ～

26.03.06 大和ハウス工業株式会社、株式会社社長谷工コーポレーション

「セントラル三田ハイツマンション建替組合」が設立されました。

26.02.17 府中日鋼団地マンション建替組合、株式会社社長谷工コーポレーション

「府中日鋼団地建替え マンション建替組合設立のお知らせ」

26.02.09 大阪市マンション管理支援機構

「令和7年度マンション管理組合交流会」開催のお知らせ

26.02.04 大和地所レジデンス株式会社

「大和地所レジデンス初のマンション建替事業」～築45年の建物(98戸)を大規模マンション(195戸)へ～

横浜市港北区 ニックハイム綱島第一 マンション建替計画

26.01.28 国土交通省

改正マンション関係法の施行に向けて説明会を開催します！

～「令和7年度 改正マンション関係法に関する説明会」「マンション管理の講習会」の開催～

26.01.23 国土交通省

マンション再生お役立ち情報

マンション再生の流れ法規制の理解

過去の講演会資料

マンション管理・再生ポータルサイト（国交省）

マンション管理についてマンション建替え等・改修（国土交通省）

補助事業・支援制度等

マンション再生協議会
〒105-0004
東京都港区新橋6-14-5
SW新橋ビル3階
<案内図>
(公益社団法人)
全国市街地再開発協会内
TEL:03-6809-2649
FAX:03-6809-2576
m-saisei@uraja.or.jp

協議会について

<相談窓口>
m-saisei@uraja.or.jp
TEL:03-6809-2649
受付時間
平日10:00～17:00
定休日・土日祝日

マンション再生協議会について

事務局：（公社）全国市街地再開発協会

所在地：〒105-0004東京都港区新橋6-14-5 SW新橋ビル3階

電話：03-6809-2649 FAX：03-6809-2576

会員数：194（都道府県47、市区86、公益法人等37、NPO法人等13、学識経験者11）2026年4月現在

<相談窓口、お問合せ>

電話：03-6809-2649

受付時間：平日10:00～17:00

MAIL：m-saisei@uraja.or.jp

定休日：土日祝日

<メルマガ配信>

MAIL：m-saisei@uraja.or.jp

68

(一財)住宅金融普及協会

「住まいの管理手帳(マンション編)」 のご案内

住まいは、日頃から正しくお手入れし、日常的・定期的に点検や補修を行うことが大切です。また、マンションは個人で所有する部分とみんなで共有する部分があるため、入居者全員がルールを守り正しい維持管理をすることで、長く安全で快適な暮らしを保つだけでなく、資産価値の維持にもつながります。

『住まいの管理手帳(マンション編)』は、発行以来改訂を重ね、累計130万部を超えるベストセラー。各住戸の日頃のお手入れから、定期的な点検、補修、共用部分の修繕まで、わかりやすく解説したガイドブックです。管理組合の円滑な運営にも役立ちます。



定価：1,375円(税込) 送料別

【目次】

- 第1章 維持管理をすすめましょう
- 第2章 住まいの安全安心を確保しましょう
- 第3章 共同住宅に住むためのルールを守りましょう
- 第4章 共用部分を快適に維持しましょう
- 第5章 快適な住まい方を身につけましょう
- 第6章 正しく使い、お手入れしましょう
- 第7章 点検して不具合を見つけ、補修しましょう

【主な改訂事項】 2024年改訂版

- 災害関連情報や防災対策に関する情報をアップデート
- エコ関連の知識や住宅設備機器に関する情報を充実
- インターネット情報や動画情報との連携を更に拡充

A4判143頁 フルカラーでイラストが多く充実した内容

2024年8月 改訂版発行 好評発売中！

お問合せ先

一般財団法人 住宅金融普及協会 事業課

〒112-0014 東京都文京区関口1-24-2 関口町ビル

TEL 03-3260-7340 FAX 03-3260-7360

住まいのポータルサイト <https://www.sumai-info.com/>



掲載内容の一部ご紹介

第4節

住まいの掃除と洗剤

POINT 01 掃除の三つのポイント

快適に暮らすためには、まず住まいが常にきれいに掃除されていることが基本です。

住まいを掃除する際に大切なことは、「日頃よりなるべく汚さないよう心掛ける」、「こまめに掃除する」、「大がかりな掃除は一時にまとめてする」の3点です。

また、掃除は、住まいを清潔に保ち、快適に暮らすためだけでなく、住まいの各部の損傷や不具合を見つけるきっかけともなります。

POINT 02 仕上げ材の材質を把握しましょう

的確に掃除するためには、壁、床、天井などの材料を知ることが大切です。材料にそぐわない方法で掃除をすると、かえって汚れを大きくしたり、その部分を傷めたりすることになりかねません。

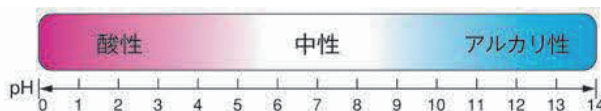
新築時又は購入時に渡された図面の中に「仕上げ表」という図面があります。この仕上げ表により、まずは自分の住まいに使われている材料を把握しましょう。もし、分からない場合は、住まいの応援団(専門家)に相談してみましょう。

ビニールクロス貼りの壁なら水ぶきできるけれど布のクロス貼りの壁は水ぶきすると水分を吸収して、汚れが広がってしまいます！



POINT 03 住まいの洗剤を使い分けましょう

洗剤は、その液性から中性、酸性、アルカリ性に分類されます。酸性・アルカリ性の強さは酸性からアルカリ性の間に0～14の目盛りをつけて、pH(ペーハー)値で示します。



pH値が低い、あるいは高いほど、洗浄力は高くなりますが、材質や手肌に与える影響も大きくなります。トイレ用の洗剤の場合、普段の掃除には中性、頑固な汚れには酸性など、落としたい汚れに合わせて使い分けましょう。



酵素分解のプロ！

尿石や石けんかすなどの汚れに強いです



素材に優しい！

洗浄力はマイルドですが素材や手肌への影響が少なく、安心です



汚れ落としのプロ！

しつこい油汚れに効果を発揮します

ウイルスの消毒・除菌方法

■手や指などのウイルス対策

- ① 流水による15秒の手洗いだけでウイルスを1/100に、ハンドソープで10秒もみ洗いし流水で15秒すすぐとウイルスを1万分の1に減らせます。
- ② 手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。濃度70%以上95%以下のエタノール(エチルアルコール)を用いて、よくすりこみます。アルコールは、ウイルスの膜を壊すことで無毒化するものです。

■モノに付着したウイルス対策

- ① 食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすことでウイルスを死滅させることができます。
- ② テーブル、ドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である次亜塩素酸ナトリウムが有効です。次亜塩素酸の濃度が0.05%になるように薄めてふきます。その後、水ぶきしましょう。次亜塩素酸ナトリウムは、酸化作用などにより、ウイルスを破壊し無毒化するものです。

厚生労働省 感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html



マンションに関する関係機関

関 係 機 関		電話番号
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）		03-5253-8111(代)
(公財)マンション管理センター		03-3222-1516(代)
本部	組合運営、管理規約等のご相談	03-3222-1517
	建物・設備の維持管理のご相談	03-3222-1519
	マンションみらいネット、組合登録・機構融資の債務保証	03-3222-1518
支部	大阪支部	06-4706-7560
(一社)マンション管理業協会		03-3500-2721(代)
国民生活センター（消費者ホットライン）		(局番なし) 188
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）		0570-016-100

「マンションすまい・る債」についてのお問合せ先

■「マンションすまい・る債」の一般的なお問合せ

住宅金融支援機構カスタマーセンター
住宅債券専用ダイヤル

0120-0860-23

- ・営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は休業）
- ・ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。
電話：048-615-2323
- ・月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますので、ご了承ください。
- ・お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。
※積立開始後の残高などの照会につきましては、お客さま情報保護の観点から、登録いただいている積立組合の代表者の方（理事長等）及び委託を受けている管理会社の方に限り回答しています。このため、電話照会時に、積立手帳番号、積立組合名や代表者の方の氏名など（このほか、委託を受けている管理会社の方には管理会社名など）、あらかじめ登録いただいた内容の確認をさせていただいております。確認ができない場合、ご照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

■積立手続・登録内容の変更手続・中途換金手続等に関するお問合せ

（事務受託銀行）みずほ銀行 資本市場部 業務第二チーム

TEL：03-5252-6017（通話料金がかかります。）

「マンションすまい・る融資」についてのお問合せ先

北海道支店	011-261-8305
東北支店	022-227-5036
本店カスタマーサービス部	03-5800-9366
東海支店	052-971-6903
近畿支店	06-6281-9266
中国支店	082-568-8422
九州支店	092-233-1509

本誌の掲載記事（写真、図表等を含む。）の全部または一部の無断転載を禁じます。
本誌掲載分のうち意見にわたる部分については執筆者の見解であって、住宅金融支援機構の見解ではありません。

住宅金融支援機構マンション情報BOX 2026春夏号

2026年7月発行

発行 / 独立行政法人住宅金融支援機構

〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号

TEL / 03-5800-8217 FAX / 03-5800-8210

ホームページ / <https://www.jhf.go.jp/>

